

公有財産（南山配水場駐車場跡）の  
貸付案内書  
（一般競争入札）

入札日：令和8年6月22日（月）

水道局総務部経営管理課

◆申し込みから契約締結までの流れ

◆一般競争入札のご案内

- 1 貸付物件
- 2 入札参加資格
- 3 用途の指定及び制限、使用上の制限
- 4 貸付期間
- 5 質疑応答
- 6 入札参加申込方法
- 7 入札及び開札の日時、場所
- 8 入札に必要な書類など
- 9 入札保証金
- 10 入札
- 11 開札
- 12 落札者の決定
- 13 落札者が辞退した時
- 14 契約の締結と貸付料の支払い
- 15 調書（物件調書・案内図・明細図）
- 16 公有財産賃貸借契約書（案）

◆入札応募書類様式

- 様式 1 質問票
- 様式 2 公有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書
- 様式 3 入札書（申込人が直接入札される場合）
- 様式 4 入札書（申込人が代理人に委任した場合）
- 様式 5 委任状
- 様式 6 同意書
- 様式 7 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- 様式 8 名簿（役員等一覧表）
- 封筒記載例
- 申込受付場所 入札会場 案内図
- 問い合わせ先

## ◆申し込みから契約締結までの流れ

- ①入札参加申込 ○受付期間  
令和8年5月15日（金）～令和8年6月15日（月）  
※土日祝日年末年始を除く午前9時から午後5時まで  
○受付場所：新潟市水道局経営管理課  
（新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3 水道局本局2階）  
※郵送での申し込みは受付いたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ②参加資格確認 ○入札参加申込時に提出された書類に基づき参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合、参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。  
○入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し、次点以降の補欠者のうち優先順位の高いものから繰り上げて落札者とします。
- ③入札実施 ○入札日時：令和8年6月22日（月）午前11時00分から  
○入札場所：新潟市水道局入札室  
（新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3 水道局本局1階）
- ④開札及び落札者決定 ○最低貸付価格（契約期間総額）以上でかつ最高価格である入札者を落札者とします。最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札者を決定します。  
○入札時点で入札参加資格が確認されていない場合、落札者の最終決定は参加資格確認後となります。
- ⑤貸付契約の締結 ○契約締結期限：令和8年7月1日（水）  
【落札者決定から10日以内】

## 一般競争入札のご案内

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、新潟市の定める最低貸付価格以上で最高の価格をもって入札した者を貸付契約の相手方とするものです。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項をよく読み、内容を十分把握したうえでお申し込みください。

### 1 貸付物件

区分	所在地	地目	貸付面積 (㎡)	最低貸付価格 (消費税込み年額に 5を乗じたもの)
土地	新潟市中央区旭町通2番町 5229-8	雑種地	107	1,365,975円

※貸付物件の詳細は物件調書（9ページ）をご覧ください。

(注1) 現地説明会は実施いたしませんので、申し込みにあたり現地をご確認のうえお申し込みください。

(注2) 貸付物件は現状有姿のまま貸付することとなります。

(注3) 貸付面積に、実測面積との違いが判明しても貸付料には影響しません。

### 2 入札参加資格

(1) 入札の参加資格となることができるのは次の要件を全て満たした者とします。

- ・新潟市水道局の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録がある者。
- ・地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ・新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下、「指名停止要領」という。）第2条第1項に規定する指名停止措置を受けていない者。
- ・指名停止要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者。
- ・新潟市内に本店、支店または営業所がある者。

(2) 入札参加時に提出された書類に基づき、参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合、参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。

入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し、次点以降の候補者のうち優先順位の高いものから繰り上げて落札者とします。

### 3 用途の指定及び制限、使用上の制限

#### (1) 使用用途

貸付物件の用途は、平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む）に限定し、現状有姿でお貸しします。

#### (2) 用途及び使用者の制限

ア 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。

イ 風俗営業等の禁止。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、及び同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

ウ 暴力団事務所等への使用禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできません。

エ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することは出来ません。

オ その他、新潟市水道事業管理者が公序良俗に反すると認める用途及び使用者の場合は、使用することが出来ません。

※使用者は、月極駐車場用途の場合の賃借人を指します。

#### (3) 使用上の制限

貸付物件の使用において、建築物の建築はできません。

### 4 貸付期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日までとします。なお、貸付期間には、物件の現状変更及び原状回復に要する期間を含むものとします。

### 5 質疑応答

本件に関する質問を、令和8年6月12日（金）午後5時まで受け付けます。質問のある方は質問票（様式1）を使用し、電子メールで連絡をしてください。（メールアドレスはP24参照）書面以外の方法で受付いたしません。

令和8年6月17日（水）までに全ての回答内容ほか、修正があった事項について新潟市水道局ホームページに掲載します。

## 6 入札参加申込方法

### (1) 申込書類

- ① 公有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書（様式2をご利用ください）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書・名簿（役員等一覧）  
（様式7・様式8をご利用ください）
- ③ 添付書類（発行日から1か月以内のもの）

【法人】登記事項証明書（現在事項証明書）、定款又は寄付行為（原本証明が必要）・・・各1通

【個人】住民票（抄本）・・・1通（マイナンバーの記載がないもの）

過去5年分の確定申告書の控えの写し

(注1) 2名以上の連名（共同名義）で申し込み場合は、共同名義全員の添付書類が必要です

(注2) 申込人が、未成年者、被保佐人等の場合は、同意書（様式6）が必要です。

### (2) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月15日（月）まで

（土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時から午後5時まで）

### (3) 受付場所

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3 水道局本局 2階

新潟市水道局 経営管理課

### (4) その他

- ① 申込書等の提出は、受付場所まで直接お持ちください。  
※郵送での申し込みは受付いたしません。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 参加申込後に辞退される場合、辞退届ご提出ください。

## 7 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札日 令和8年6月22日（月）

(2) 受付時間 10:40～10:55

(3) 入札・開札時間 11:00～

(2) 入札場所 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局本局1階入札室

※入札時間に遅れた場合は入札参加取りやめと判断しますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 8 入札に必要な書類など

- (1) 入札書（様式3または様式4）
- (2) 封筒（参加者が用意してください。大きさや記載例は24ページ参照）
- (3) 委任状（様式5）（代理人が入札する場合のみ）  
※法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必要となります。
- (4) 印鑑（代理人が入札を行う場合は代理人の印鑑）  
※訂正する際は、入札書に押印した印鑑と同一の印鑑が必要です。入札に必要な全ての書類に訂正がなければ印鑑は不要です。
- (5) 身分を証明する書類（運転免許証等）

## 9 入札保証金

入札保証金は免除とします。

## 10 入札

- (1) 入札の方法
  - ① 入札の参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、入札書は封筒に入れてください。封筒には申込人の住所・氏名を記載したうえで封印し、入札執行者の指示に従って入札書をご提出ください。
  - ② 入札は、申込人以外の方が行うこともできます。この場合には、入札の受付時に、委任状をご提出ください。法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必要となります。
- (2) 入札金額の表示  
入札金額は、借受価格の総額（最低貸付価格以上の額、消費税含む）を表示してください。
- (3) 入札書の書換えの禁止  
入札者は、提出した入札書の書き換え、差し替え、撤回をすることはできません。
- (4) 入札の無効  
次のいずれかに該当するときは、当該入札行為を無効とします。
  - ① 入札に参加する者に必要な資格がない者及び申込人の委任を受けていない者が入札したとき
  - ② 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札をしたとき
  - ③ 入札金額が最低貸付価格に達しない金額で入札をしたとき。
  - ④ 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたとき
  - ⑤ 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札をしたとき
  - ⑥ 入札書の金額を訂正した入札をしたとき
  - ⑦ 脅迫による入札をしたとき

- ⑧ 入札者が不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたとき（入札執行職員が認める場合において全部の入札を無効とします。）
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札をしたとき

## 11 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札者またはその受任者並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することはできません。

## 12 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者としてします。ただし、最高の価格をもって有効な入札を行った者が、複数存在する場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 13 落札者が辞退した時

落札者が何らかの事情により契約を辞退したときは、次点の入札者を繰り上げて契約者としてします。貸付料は次点の入札者の入札額としてします。

## 14 契約の締結と貸付料の支払い

- (1) 落札者は、入札の日から起算して10日以内に貸付契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合は、契約決定は無効となりますので、ご注意ください。  
※貸付契約の締結期限：令和8年7月1日（水）
- (2) 落札者は、契約書の規定に基づき発行する納付書（納入通知書）により、貸付料等を指定された期日までに納入しなければなりません。
- (3) 貸付期間が1年に満たない期間については、1年を365日とする日割り計算により貸付料を算定します。
- (4) 貸付契約締結に必要なもの
  - ① 印鑑（入札書に押印したもの）
  - ② 収入印紙（契約額に応じた金額のもの）
- (5) 落札者は、契約の履行を担保することができる連帯保証人を立てなければなりません。契約の締結の際に、連帯保証人欄に本人から署名捺印が必要です。
- (6) 連帯保証人の要件
  - 次のいずれかの要件を満たすものとしてします。
    - (ア) 新潟市内に居住を有し、引き続き2年以上の間、固定資産税年額1万円以上を納めている者
    - (イ) 新潟市内に居住を有し、固定した収入をもって独立の生計を営む者
    - (ウ) 新潟市内に事務所を有し、当該債務の保証能力を有する団体

※契約時には連帯保証人の、納税証明書、所得証明書の写しを提出してください。また、事務所を有する団体は、財務諸表等の経営関係資料の写しを提出してください。

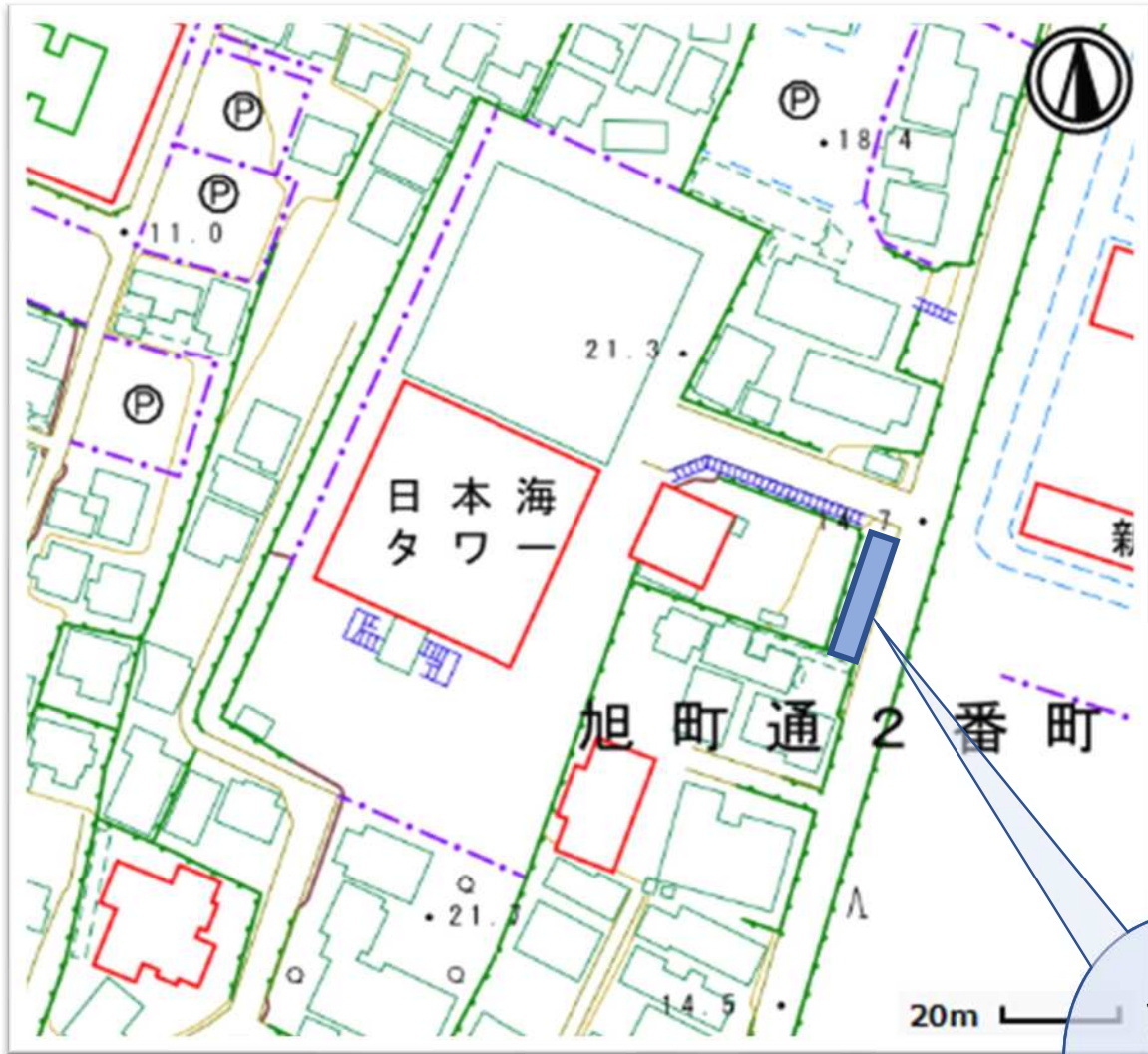
(証明書発行手数料は各自の負担によるものとします。)

※連帯保証人が個人でかつ事業用の債務保証の場合、債務者は連帯保証人に対し、債務者の財務に関する情報を提供する義務があります。情報提供したことの確認のため、情報提供確認書の写しを提出してください。(情報提供確認書の様式は落札者決定後にお渡しします。)

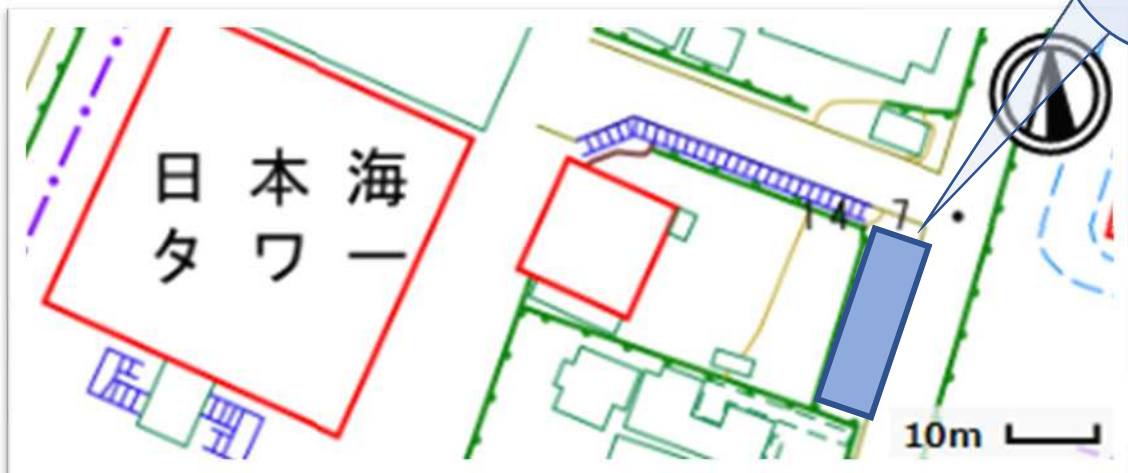
15 調書

物件番号 1	物 件 調 書				
所在地	新潟市中央区旭町通 2 番町 5229-8				
地積	(実測) 1 0 7 m <sup>2</sup>	地目	雑種地	土地形状	明細図のとおり
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種低層住居専用地域			
	建ぺい率			容積率	
	その他制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設	事業所名	電話番号		
交通機関	バス	新潟交通バス「附属学校入口」まで徒歩 2 分			
	鉄道	J R 白山駅まで徒歩 2 0 分			
公共施設 (現地から)	施設名			現地からの距離	
	新潟大学附属新潟小学校			約 3 5 0 メートル	
	新潟大学医歯学総合病院			約 8 0 0 メートル	
	中央区役所・新潟市役所ふるまち庁舎			約 1 . 0 キロメートル	
	新潟市役所本館			約 1 . 0 キロメートル	
参考事項					

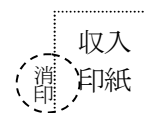
案内図



明細図



貸付  
箇所



▲新▲契第▲号

市有財産賃借契約書

貸付人新潟市水道局（以下「甲」という。）と借受人▲▲（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産賃借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、甲が所有する次の財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

貸付物件 土地  
 貸付物件の所在 新潟市中央区旭町通2番町5229-8  
 地目 雑種地  
 貸付面積 107㎡

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、駐車場の用に自ら供さなければならない。

2 乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合、書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、次に掲げるとおりとする。貸付期間が1年に満たない期間がある場合、当該貸付料年額を日割り計算した額とする。

年次	期間	貸付料の額
第1年次	令和8年7月1日 から令和9年3月31日まで	▲円
第2年次	令和9年4月1日 から令和10年3月31日まで	▲円
第3年次	令和10年4月1日 から令和11年3月31日まで	▲円
第4年次	令和11年4月1日 から令和12年3月31日まで	▲円
第5年次	令和12年4月1日 から令和13年3月31日まで	▲円
第6年次	令和13年4月1日 から令和13年6月30日まで	▲円

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第1年次	▲円	令和8年7月31日
第2年次	▲円	令和9年4月30日
第3年次	▲円	令和10年5月1日
第4年次	▲円	令和11年5月1日
第5年次	▲円	令和12年4月30日
第6年次	▲円	令和13年4月30日

第6条の2 甲は、貸付物件の価格が上昇し、貸付料が不相当になったときは、第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

2 甲は、前項に定める貸付料の改定ときは、納付金額及び納付期限を遅滞なく乙に通知するものとし、乙は、これに同意するものとする。

(光熱水費等の負担)

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第15条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19号)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

3 物件の貸付に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

4 物件の貸付に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

5 前4項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(貸付物件の引渡し)

第14条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(違約金)

第15条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合は、金▲円(貸付料契約総額の3倍相当の額)

(2) 第11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合は、金▲円(貸付料契約総額相当の額)

2 乙が、第5条第1項に定める期間を経過した後においてこの契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額に基づき算出した金額とする。

3 前2項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲又は他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

(2) 乙がこの契約に定める条項に違反した場合

(暴力団排除措置による契約解除)

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。(以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。))であると認められる場合

(2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費は、すべて乙が支弁するものとする。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、第16条又は第16条の2の定めにより契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割で精算し、未経過期間にかかる貸付料を乙に還付するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は第4条に定める貸付期間が満了し、契約が更新されないとき又は第16条若しくは第16条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第22条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

(連帯保証契約)

第23条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

貸付人 (甲) 新潟市  
新潟市長 中原 八一

借受人 (乙) 住所 ▲▲  
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所 ▲▲  
氏名 ▲▲ 印



様式 2

## 公有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者)  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

次の公有財産（南山配水場駐車場跡）の貸付における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	物件の所在地	地積 (㎡)

私は、新潟市水道局が実施する、上記公有地の貸付けにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当するものではありません。
- 2 正当な理由なく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかったもので、当該事実があった後 2 年を経過していない者ではありません。
- 3 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）第 6 条に規定する排除対象者ではない者であることについて、様式 7 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書を提出します。
- 4 貸付に対し、貸付物件、主な貸付契約条項、貸付条件等すべて承知のうえ申し込みます。

(注 1) 申込者が個人の場合は、住民票（抄本）を 1 通提出してください。

また、申込者が法人の場合は法人登記事項証明書並びに定款または寄付行為（原本証明が必要）を各々 1 通提出してください。

(注 2) 入札参加資格 (2) -②に該当する場合は、様式 6 同意書を 1 通提出してください。

(注 3) 使用印は、提出書類すべて同じものを使用してください。

(注 4) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式3 (申込人が直接入札される場合に使用します)

## 入札書

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

物件番号	物件の所在地	地積 (㎡)

入札金額 (契約期間 総額・消費 税込み)											円

「公有財産（南山配水場駐車場跡）の貸付案内書（一般競争入札）」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭に「¥」を必ず記入してください。
- (注3) 入札金額は契約期間総額（年額に5を乗じた金額）、消費税込みで記入することとし、最低貸付価格以上の金額を記載してください。
- (注4) 入札金額を書き損じたときは、再度作成してください。
- (注5) 使用印は提出書類すべておなじものを使用してください。
- (注6) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式 4 (申込人が代理人に委任した場合に使用します)

## 入札書

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者・委任者)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(受任者)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

物件番号	物件の所在地	地積 (㎡)

入札金額 (契約期間 総額・消費 税込み)										円
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

「公有財産（南山配水場駐車場跡）の貸付案内書（一般競争入札）」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注 1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注 2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭に「¥」を必ず記入してください。
- (注 3) 入札金額は契約期間総額、消費税込みで記入することとし、最低貸付価格以上の金額を記載してください。
- (注 4) 入札金額を書き損じたときは、再度作成してください。
- (注 5) 使用印は提出書類すべておなじものを使用してください。
- (注 6) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

## 委任状

受任者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、上記の者を受任者と定め、次の「公有財産（南山配水場駐車場跡）の貸付案内書（一般競争入札）」に関する一切の権限を委任します。

物件番号	物件の所在地	地積 (㎡)

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
 (共同名義者)  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(注1) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください

(注2) 法人の場合は、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式 6 (申込人が未成年者、被保佐人等の場合に使用します)

## 同意書

令和 年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

入札申込者との関係 \_\_\_\_\_

下記の者が入札に参加することに

として同意します。

入札申込者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、一般競争入札の参加申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - （1）暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （2）暴力団員（新潟県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （3）役員等（法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - （4）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - （5）自己、その属する法人その他の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - （7）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市水道事業管理者 様

住所 [法人、団体にあつては所在地]

---

氏名 [法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名]

---

生年月日

(大正・昭和・平成) 年 月 日

---

## 名簿（役員等一覧表）

### 【記載方法】

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ②法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店もしくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③生年月日の記載について、T：大正、S：昭和、H：平成として、元号に○をつけてください。
- ④性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名： \_\_\_\_\_

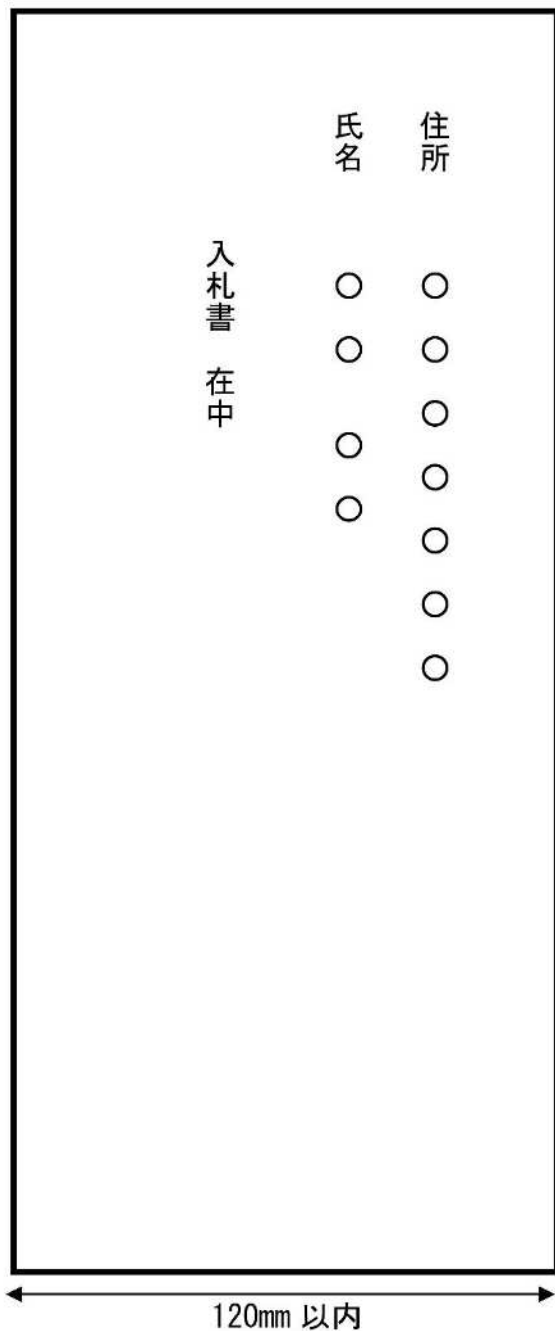
役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役 社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11年11月11日 H	男  女	新潟市中央区関屋下川 原町 1-3-3

上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

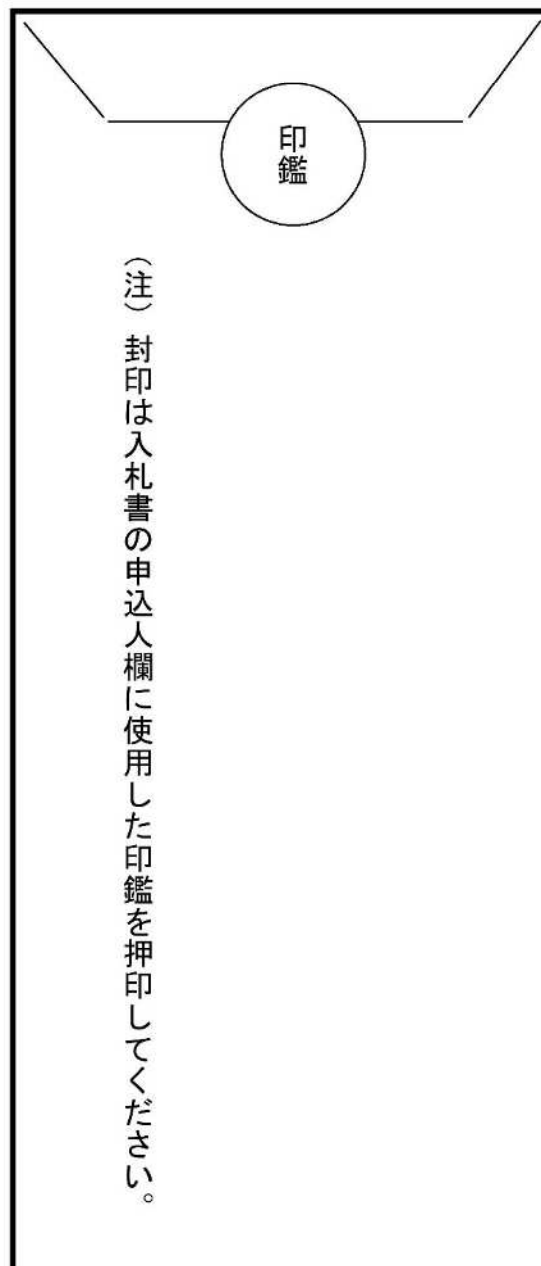
また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

【 封筒記載例 】

封筒 表



封筒 裏



※封筒の色は自由

【申込受付場所・入札会場 案内図】

- ①申込受付場所
- ②入札会場

- ① 2階 経営管理課
- ② 1階 入札室



【問い合わせ先】

〒951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1-3-3

新潟市水道局経営管理課

電話 025-232-7263

メール keiei.ws@city.niigata.lg.jp

入札日程

日数	実 日数	スケジュール			曜 日	日付
1	1	周知（HP・公告）	入札参加申請	質問受付開始	金	5/15
2					土	5/16
3					日	5/17
4	2				月	5/18
5	3				火	5/19
6	4				水	5/20
7	5				木	5/21
8	6				金	5/22
9					土	5/23
10		公告終了			日	5/24
11	7				月	5/25
12	8				火	5/26
13	9				水	5/27
14	10				木	5/28
15	11				金	5/29
16					土	5/30
17					日	5/31
18	12				月	6/1
19	13				火	6/2
20	14				水	6/3
21	15				木	6/4
22	16				金	6/5
23					土	6/6
24					日	6/7
25	17				月	6/8
26	18				火	6/9
27	19				水	6/10
28	20				木	6/11
29	21			質問受付終了	金	6/12
30					土	6/13
31					日	6/14
32	22	HP掲載終了	入札参加申請期限		月	6/15
33	23				火	6/16

日数	実 日数	スケジュール	曜日	日付	日 数	実 日数
34	24			質問最終回答揭示	水	6/17
35	25				木	6/18
36	26				金	6/19
37					土	6/20
38					日	6/21
39	27	入札			月	6/22

# 貸付物件写真



